

岐阜県公報

目次

告示

知事指定薬物の指定

(業務水道課)

ページ

号外(一) 令和六年三月六日

告示

岐阜県告示第九十二号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 知事指定薬物の名称

1 (ハR)・N・メチル・N・(プロパン・ニール)・六・メチル・九・十・ジ
デヒドロエルゴリン・八・カルボキシアミド及びその塩類

(通称MIPLA、MIPLA、N・Methyl・N・isopropyl
ysergamide)

2 ニ・(四・ブトキシフェニル)メチル・五・ニトロ・一H・ペンソ「d」
イミダゾール・一・イル)・N・N・ジエチルエタン・一・アミン及びその塩類

(通称Butonitazene)

3 一・(ペンソ「d」一・三)ジオキソール・五・イル)・ニ・(プロピルアミ
ノ)フタン・一・オン及びその塩類

(通称N・Propylbutylone、putylone、bk・PBDB)

二 指定の理由
条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがある
と認められるため。

三 指定の効力が発生する日
令和六年三月六日

令和六年三月七日

令和六年三月六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社